

社援保発0723第1号 平成24年7月23日

都道府県

各 指定都市 民生主管部(局)長 殿中 核 市

厚生労働省社会。接護局保護調



生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて

生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

生活保護制度は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下〔法」という。)第 4 条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていますが、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合は適用され得るものです。

ただし、資力があることを確認した際は、資力の発生時期に遡って法第63条に基づく費用返 還を当該被保護者に対して求めることとしています。

また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者に対しては法第78条に基づく費用徴収を行うこととしています。今般、会計検査院より、これらの費用返還及び費用徴収の取扱いについて、一部の実施機関において不適切な事案が見受けられ、是正改善を行うべきとの指摘を受けたところです。

このため、今回の会計検査院からの指摘を踏まえ、下記の事項に留意の上、適正かつ厳格な処理に当たられるよう管内実施機関に対し周知徹底いただくようお願いします。

1 会計検査院からの指摘等の概要

(1) 検査結果の概要

生活保護費の返還金等について、以下のとおりその決定が適正に行われていない事案がみられた。

- ア 返還金等の額の算定が適切に行われていなかったもの
- (ア) 収入未申告による返還金について、次の理由等から不正の意図がなかったとして法第 63条を適用していたもの
 - ・ 収入を得ていた世帯員本人に申告義務を十分に周知していなかったこと
 - 収入を得ていた世帯員が申告義務を理解していなかったこと
 - ・ 被保護世帯において、収入申告をしていなかったことについて反省し、収入が未申 告であったことが判明した後の調査に協力的であること
 - ・ 収入を得ていた世帯員が高校生の場合、一律に法第63条を適用することとしてい ること
- (イ) 返還金等から控除すべきでない費用(保護開始前の債務に対する弁済金等)を自立更 生に充てる経費として控除して返還額を決定していたもの
- (ウ) 保護から脱却することを理由に将来の生活費を返還金等から控除していたもの
- (エ) 費用返還請求の対象となる資力の発生時期を誤ったため、返還額を過小に認定していたもの
- イ 遡及して受給した年金に係る返還額の決定に当たり、年金の遡及受給額から一律に自立 更生に充てる額を控除しなければならないと誤認して返還額を決定しているもの

(2) 厚生労働省に対する処置要求内容

- ア 事業主体に対して、法第63条又は法第78条を適用する場合の考え方を明確に示し、 収入申告がなされていない事態について検討を十分行った上で、法第78条を厳格に適用 するよう徹底を図ること
 - イ 事業主体に対して、返還決定等及び自立更生費等の取扱いについて体系的に明示するとともに、返還決定等の判断の適切性並びに返還金の額から控除する額の適切性及び必要性を検討するための様式を示すなどすること。また、返還決定に当たり、特に遡及して年金を受給した場合を含め、原則として返還対象額全額を返還させる取扱いを徹底すること

- ウ 事業主体に対して次のような技術的助言を行うこと
- (ア) 申告義務について被保護世帯の状況に応じて的確に説明を行い、収入の有無にかかわらず定期的かつ確実に収入申告書の提出を求めること
- (イ)返還決定等に当たり、返還及び徴収の対象となる期間及び返還対象額等の算定を適正 に行うこと。また、返還決定に当たり、自立更生費等を控除する場合は、必要性を十分 検討した上で、控除の認定を適切に行うこと
- エ 厚生労働省、都道府県等が事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査の際に、返還 決定等の状況の確認を徹底し、保護費の返還及び徴収が適正に行われていない事業主体に 対して改めて指導を徹底すること

2 改善に向けた取組

上記1の指摘を踏まえ、法第63条及び法第78条に基づく費用返還等の取扱いについて、 以下のように定めたので、管内実施機関に周知徹底されたい。

- (1) 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて
 - ア 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

なお、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の 判断を明確にするため、別添1の様式を活用されたい。

- ① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。
- ② 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護(変更)の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額。(保護基準額以内の額に限る。)
- ③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(3)に該当するものにあっては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。(事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料

によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。)

- ② 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。 ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

 - (イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額
 - (ウ)、保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額
 - (エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額
- ⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、イにより取扱うこと。
- ⑥ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機器が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。

なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。

そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯 の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認め られないので留意すること。

イ 遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて

年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記アと同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。

そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。

- (ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり、遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。
 - ① 資力の発生時点によっては法第6.3条に基づく費用返還の必要が生じること
 - ② 当該費用返還額は原則として全額となること
 - ⑤ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に

相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと

- (イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。
- (ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。

(2) 法第78条に基づく費用徴収決定について

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めるものであり、被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。

被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等は法第63条の適用が妥当であるが、法第78条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。

- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示を したにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
- ④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明した とき

ア 届出又は申告の徹底について

保護の実施機関が被保護世帯に対して行った収入申告書の屆出義務等に関する説明が不

十分であり、又は説明を行ったとしても、ケース記録等に記録せず、説明を行ったことを 挙証する資料がないなどの理由により、本来、法第78条を適用すべき事実にもかかわら ず、法第63条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されて いるところである。

そのため、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日社援保発第0330001号本職通知)Iの2に基づき、届出が必要な資産及び収入の種類を具体的に列挙した届出義務についての「福祉事務所長名の通知」や「保護のしおり」等を、保護開始時及び継続ケースについては、少なくとも年1回以上、世帯主及び世帯員等に配布等の方法により、届出義務の内容を十分説明しておくよう徹底を図られたい。

法第78条の適用に当たって最も留意すべき点は、被保護者等に不当又は不正に受給しようとする意思があったことについての立証の可否であり、立証を困難にしているものの原因は、被保護世帯に対する収入申告の義務についての説明が保護の実施機関によって十分になされていない、あるいは説明を行ったとしても当該被保護世帯が理解したことについて、事後になってケース記録等によっても確認できないといったこと等にあると考えられる。

このような事態を未然に防止し、法第78条の適用を厳格に実施するためにも、収入申告の義務の説明をしたこと及びその内容を理解していることを、保護の実施機関と被保護世帯との間で明確にする必要がある。

よって、別添2の様式を用いて、保護の実施機関が当該被保護世帯に対し、収入申告の必要性及び義務について説明を行ったことや当該被保護者がその説明(収入に変動があった場合、すみやかに保護の実施機関に申告することや、申告等を怠った場合は、法第78条の適用を受け、全額費用徴収されること等)を理解したことを保護の実施機関と被保護世帯とで共有し明確にすること。

イ 収入申告を求める際の留意点

課税調査によって被保護世帯の収入が判明した事案のうち、その収入が当該被保護世帯の世帯主以外の者(未成年)の就労収入であるという場合には、一律に法第63条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されているところである。

未成年である世帯員についても、稼働年齢層であれば当然に保護の実施機関に対し申告の義務はあるので、申告を怠っていれば原則として法第78条の適用とすべきである。

また、世帯主が世帯員の就労について関知していなかった、就労していた世帯員本人も 申告の義務を承知していなかった、保護の実施機関も保護開始時にのみ収入申告書の提出 の義務を説明しただけであり、当該被保護世帯の子が高校生になった際に就労収入の申告 の義務について説明を怠っていた等の理由により、法第63条を適用せざるを得ないという判断がなされている実態が見受けられる。

そのため、別添2の様式によって、収入申告の義務について説明を行う際、世帯主以外に稼働年齢層の世帯員(高校生等未成年を含む)がいる世帯については、当該世帯員本人の自書による署名等の記載を求めること。この際、別葉とするか同一様式内に世帯員の署名欄等を設けるかは自治体の判断で対応されたい。

なお、保護開始世帯については、世帯主及び稼働年齢層の世帯員に対し収入申告の義務 について開始時に説明することとし、既に受給中の世帯については稼働年齢層の者がいる 世帯への訪問時等に改めて収入申告の義務について説明するとともに、別添2の様式を活 用されたい。

(3) 都道府県・指定都市本庁が行う福祉事務所に対する監査においても、今回の会計検査院による指摘を踏まえ、上記に記載した取組等、改善に向けた対策が実際に実施されているかについて、確認すること。また、履行状況が不十分な場合は、改善のための必要な指導・援助を行うこと。

坂還額から控除する額の認定について

		ACAM PERMIT	The same of the same			決義
			•		<u> </u>	
Ť.	. 被保護世帯について					
	世帯類型				•	•
	世帯番号	<u> </u>			4	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	世帯主名				· · · · · ·	•
	世帯員数					
	住所(あるいは地区)					•
			• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
2	被保護世帯が得た収入に	こついて				
	収入等	受領日	₩.	領額	返還女	象額(全額)(a)
	47.4					
	法第63条を適用する理由					
	(収入判明の端緒等)					
3.	必要経費(社会保険料、	交通費等)について				
•	夏目等	認定額		,		•
	RAT			.*	•	
		, ,				
A.	各種控除について	<i>;</i> • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • •			
ᢡ.	費目等	認定額	.			
	夏日寺.	BOLACIER .				
					•	
	※「生活保護法による保護の	き状態を行っいて、(京	j Mange (an an a	5上少些计算199	早萬生意数为守语	(年) 筐8-3-(9)-てで
	※ 1 生活保護法による保護の 示すその他の収入の場合の世	表施受視に 2010] (四部 表施受視に 2010)	夏、同通知第8-3	-(4)で示す動労!	こ伴う必要経費の智	A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR
5	被保護世帯が申請した自	立	7	自立夏生計画	受領日 平成	年 月 B
Ο.		申請額	認定基	连(%)	/認定の可否	認定額
	· 費目等	甲胂酰			配定の引日	·
	 ※「生活保護法による保護の	実施要領の取扱いにつ	いて」(昭和38年	4月1日社保第8	4号厚生省社会局	果護課長通知)第8
	の40で示す基準等によるもの					
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	· .	
	認定控除額(b)				刊·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
•	実には一般的(1) (1)				피 ·	
	返還請求額[(a)-(b)]	<u> </u>				1
				作成日 平成	年 月	
·				细当寿夕		· Fit

生活保護法第61条に基づく収入の申告について(確認)

(7	-	wj	ヶ	堰)
(Z	_	_	_	7027

- □ 生活保護法第61条に基づき、自分の世帯の収入について、複雑事務所。長に単音する義務があること。
- □ 世帯主だけではなく、 働ける年齢の者が世帯にいる場合、その者の 収 えについても福祉事務所 養に申告する養務があること。 高校生などの業成学が説 労 (アルバイトも含む) で得た 収 えにつ いても単告する養務があること。
- ロ 茶堂の単音があった場合は、単語保護法第78条に基づき、 得た収で、の整額を強しないまれるものであること。 茶正をしようとする意思がなくても、単告漏れが管置なる場合は「木実の単音」と福祉事務所に判断される場合があること。
- ロ そのため、世帯全体の収入に変動があった場合、すみやかに福祉事務所に申告すること。

以上のことにつきまして、貴福祉事務所担当_

により説明を受け、理解しました。

平成 年 月 日

谁 萧

上 名

福祉事務所長殿

さんこうせいかつほごほう

(参考) 生活保護法 これでは、 しゅうにゅう ししゅつ たまいけい じょうきょう へんどう また きょじゅうちょ 第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しく またい こうせい いどう ほど じっしょかん よくしじもしょうょう はね とど では世帯の構成に具動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なけ

自立更生のための用途に供される額の認定基準(課長通知問第8の40)

竇 [[[金 額
1)被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基 を港構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保 意者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治 禁に要する経費	150万円 (生活福祉資金: 災害を受けたこと により臨時に必要となる経費)
2)(1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能 けその他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂 行に要する経費	
ア 当該経費が、事業の開始又は継続、技能修得等生業にあてられる場合は、生活福祉資金の更生資金の貸付限度額に相当する額	技能修得期間により異なる。 130万円 (6ヵ月) ~580万円 (3年以内)
イ 当該経費が、医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費 及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額	_
ウ 当該終費が介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の療養・介護等資金の 貸付限度額に相当する額	170万円
エ 当該経費が、家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の 用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の住宅資金の改修費の貸付限度額に 相当する額	50万円
オ 当該経費が就学等にあてられる場合は、次に掲げる額	
(ア) 当該経費が幼稚園等での就園にあてられる場合は、人園料及び保育料その他就園のために養地用と認められる最小限度の額	
(イ) 当該経費が義務教育就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額	_
(ウ) 当該経費が高等学校等、夜間大学、又は技能習得費(高等学校等就学費を除く。) の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額(貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。)	_
カ 当該経費が、結婚にあてられる場合は寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額 に相当する額	30万円 (都道府県ことに定められているが30万円のところが多い)
キ 当該経費が、 ・	66万4千円
ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有 を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限 り、必要と認められる最小限度の額	-
ケ 当該経費が通院、通所及び通学のために保存を容認される自動車の維持に要する費用にあてられる場合は、当該自動車の利用に伴う燃料費、修理費、自動車 損害賠償保障法に基づく保険料、対人・対物賠償に係る任意保険料及び道路運送 車両法による自動車の検査に要する費用等として必要と認められる最小限度の額	_